

【在宅介護支援センターあおば運営規程】

（事業の目的）

- 第1条 医療法人櫻美会が開設する在宅介護支援センターあおば（以下「事業者」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営規程に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員、その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行う事を目的とする。
- 第2条 介護支援専門員は利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況及び、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努める。

（事業者の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
- | | |
|-----|------------------|
| 名称 | 在宅介護支援センターあおば |
| 所在地 | 栃木県真岡市高勢町1-209-1 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- ①管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理および指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- ②介護支援専門員 1名
居宅介護支援業務の提供を行う。
各介護支援専門員の取扱件数は、居宅介護支援 45件未満とする。

（営業日、及び営業時間）

- 第5条 営業日 月曜日～土曜日までとする。
ただし、祝祭日・8月14日～16日・12月30日～1月3日までを除く。
営業時間 午前9時～午後6時までとする。

（居宅介護支援の内容）

- 第6条 居宅介護支援の内容は次の通りとする。
- ①要介護者等及びその家族の相談に応じる
②基本調査
③居宅サービス計画の作成

- ④サービス担当者会議の開催
- ⑤市町村、要介護者等及びその家族との連絡調整
- ⑥他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- ⑦指定介護保険施設との連絡調整
- ⑧その他の居宅介護支援業務

(利用料等)

第7条 ①指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は厚生大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実地地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、真岡市とする。

(守秘義務)

第9条 ①従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
②従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用契約の内容とする。

(緊急時における対応)

第10条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に利用者の病状などの急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに家族、主治医、関係機関及び必要に応じて、市保険課への連絡を行うものとする。

(苦情・ハラスメント対応)

第11条 事業所は利用者からの相談、苦情・ハラスメントなどに対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応するものとする。

相談・苦情窓口

真岡市健康福祉部高齢課介護保険係 電話番号 0285-83-8094

栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス係

電話番号 028-643-2220

当事業所相談窓口 電話 0285-83-6343 苦情担当 石沢 菊代

(事故対応)

第12条 事故発生時の対応について

事業所は、居宅介護支援の提供に当たり事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、対応に当たることとする。

(賠償責任) 事業所はサービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償すべき速やかに措置を行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。また、虐待の防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- ①事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- ②事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第15条 ①事業所は、感染症や非常再開の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

②事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

③事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染所の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(従業環境の確保)

第17条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の計画等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この運営規程は令和4年 1月16日から施行する。

この運営規程は令和6年 4月1日から施行する。

この運営規程は令和7年 4月1日から施行する。

